

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県北相馬郡利根町

2 構造改革特別区域の名称

利根町福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

茨城県北相馬郡利根町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 利根町の状況

利根町は、茨城県の最南端の利根川流域に位置し、都心から40km圏内にある。南は利根川をはさんで千葉県我孫子市、印西市、栄町に接し、北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は、取手市に接している。町域は、東西8.3km、南北5.2kmで総面積は、24.9平方kmである。

町のほとんどが平坦な地形で、気候も温和で過ごしやすい町であり、古くは、利根川の水運で栄えた町であるが、豊かな水と肥沃な美田に恵まれ、農業の町として発展している。

昭和30年に利根町が誕生し、昭和40年代の後半から、相次ぐ住宅開発で、東京のベッドタウンとして県南でも代表的な住宅都市に成長している。

平成17年12月1日現在の人口は18,605人(男9,130人、女9,475人)で、そのうち65歳以上の人口は3,665人。高齢化率は19.69%で、今後、年々増加傾向にある。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

利根町の介護保険の認定状況は、平成17年3月31日現在で473人が要支援・要介護認定を受けており、65歳以上の高齢者3,665人のうち第1号被保険者は448人(表1)12.22%である。また、居宅介護(支援)サービスを利用している者は、277人となっており、その内65歳以上の第1号被保険者は高齢人口の7%で259人(表2)となっている。

なお、要介護3以上の者の大部分は外出時において福祉車両での輸送が

必要な移動制約者（184人）と推定され、要支援、要介護1及び要介護2の者については、ほとんどが福祉車両を必要とする状況ではないが、公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者（289人）と推定される。

身体障害者における移動制約者

身体障害者手帳の交付状況は、平成17年3月31日現在で485人（表3）になっており、そのなかで主な移動制約者になると思われるのは、肢体不自由障害者275名、視覚障害者30名である。

肢体不自由障害者のなかでも、1・2級の者121人については福祉車両が必要である。また、視覚障害者については、障害が重複していない限り必ずしも福祉車両を必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であり、セダン型車両による輸送の需要者である。

知的障害者における移動制約者

知的障害者の判定を受けている者は、平成17年3月31日現在で65人（表4）であり、一人で外出するのが困難なA・Aの重度の知的障害者は、35人である。

知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などが出来ない者が多く、介護者や環境が変わることでパニックに陥る障害者も多く、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特にA・Aの者については、福祉車両による輸送は必要でないため、現在の実情を変えず、特定の運転者が福祉有償運送サービスを行う必要がある。

精神障害者における移動制約者

精神障害者保健福祉手帳交付状況は、平成17年3月31日現在で47人（表5）であり、精神障害者のうち一部の障害者は公共機関の利用が困難である。

また、1級の障害者で引きこもりの傾向がある者ほど、心の許した介護者と一緒に外出が出来るようになり、福祉有償運送サービスの利用により状況の理解した特定の運転者が運転することで、外出の支援ができると考えられるため、特定者が運転するセダン型車両を利用した輸送が望まれる。

(表1) 要介護者(要支援)認定者数

平成17年3月31日現在単位：人

| 区 分 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|------------|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 第1号被保険者 | 68 | 126 | 74 | 75 | 64 | 41 | 448 |
| 65歳以上75歳未満 | 11 | 26 | 9 | 13 | 10 | 6 | 75 |
| 75歳以上 | 57 | 100 | 65 | 62 | 54 | 35 | 373 |
| 第2号被保険者 | 2 | 12 | 7 | 1 | 0 | 3 | 25 |
| 総 数 | 70 | 138 | 81 | 76 | 64 | 44 | 473 |

(表2) 居宅介護(支援)サービス受給者数

平成17年3月31日現在単位：人

| 区 分 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|---------|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 第1号被保険者 | 38 | 92 | 52 | 41 | 21 | 15 | 259 |
| 第2号被保険者 | 2 | 6 | 4 | 4 | 1 | 1 | 18 |
| 総 数 | 40 | 98 | 56 | 45 | 22 | 16 | 277 |

(表3)身体障害者手帳取得者状況

平成17年3月31日現在単位：人

| 等 級 | 肢 体 | 視 覚 | 聴 覚 | 音声言語 | 内 部 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 | 57 | 10 | 0 | 0 | 96 | 163 |
| 2 | 64 | 8 | 10 | 3 | 2 | 87 |
| 3 | 43 | 2 | 7 | 7 | 16 | 75 |
| 4 | 61 | 2 | 7 | 1 | 20 | 91 |
| 5 | 38 | 5 | 0 | 0 | 0 | 43 |
| 6 | 12 | 3 | 11 | 0 | 0 | 26 |
| 計 | 275 | 30 | 35 | 11 | 134 | 485 |

(表4) 知的障害者の障害別状況

平成17年3月31日現在単位：人

| | A | A | B | C | 合 計 |
|-------|----|----|----|----|-----|
| 18歳未満 | 3 | 6 | 0 | 2 | 11 |
| 18歳以上 | 13 | 13 | 17 | 11 | 54 |
| 合 計 | 16 | 19 | 17 | 13 | 65 |

(表5) 精神保健福祉手帳交付状況

平成17年3月31日現在単位：人

| 障害者等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 合 計 |
|-------|----|----|----|-----|
| 人 数 | 9 | 31 | 7 | 47 |

(3) 公共交通機関の状況

鉄道は、町内には通っておらず、最寄の駅についてはＪＲ成田線（千葉県我孫子市）の布佐駅又は、ＪＲ常磐線取手駅（茨城県取手市）を利用して都内などの通勤通学の利用者が多い状況で、主要駅までの交通機関も少なく、道路についても渋滞が激しい状況である。

また、町内のバス路線は、民間経営による大和交通自動車株式会社の１社のみでの運行となり、ＪＲ成田線の布佐駅及びＪＲ常磐線取手駅を中心とした新興住宅地への通勤通学の交通手段として運行している。平成１６年８月８日に、関東鉄道自動車株式会社の町内路線が（３路線）廃止され、うち１路線が大和交通自動車株式会社により代替運転されている。

なお、移動制約者にとって運行経路等（運行時間帯・バス停までの移動手段）やバスの車両（全ての車両がノンステップ等ではない）において整備されていないため不便をきたしている状況である。

その他、町内公共機関への移動手段として福祉バス（一般的な車両）が運行をしているが、運行コースや運行時間、便数など移動制約者が十分に利用しやすいとはいえない状況である。

| 福祉バスの運行実績 | 平成１５年度 | 平成１６年度 |
|-----------|---------|---------|
| ・年間利用人数 | １３，９６８人 | １２，２６６人 |

(4) 福祉運送体制の状況

福祉車両の状況

利根町に営業所を置くタクシー会社は１社であり計４台の車が運行しているが、福祉車両を有する事業所ではない。なお、ＮＰＯ等の２団体が４台を所有し運行している。

当町のＮＰＯ等における状況

障害者の運送の手段として福祉車両による運送とセダンによる方法があるが、当町では、福祉車両が４台のみのため、利用者から考えると利便性がよいと言える状況にはない。また、利用者からも長距離による移動の際には、福祉車両よりもセダン型が乗り物酔いなどの心配がないので、セダン型車両の依頼要望が多くなっている状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

利根町における福祉サービスの充実を図るため、規制緩和を行い、福祉有

償運送事業を拡大することによってNPO法人等の活力を引き出し、移動制約者が健常者と同じように移動ができるよう体制を整備・維持しようとするものである。

福祉車両による輸送サービスは、車椅子の補装具を利用しなければならないなどの障害者に対する移動の支援として成り立つが、視覚障害者・知的障害者・内部障害者（人工透析等）に対してのサービス提供には、セダン型の車両の利用が適しており、運行車両の拡大が望まれている。

また、身体的に衰えた高齢者は、公共交通機関の乗換えなどに支障を感じ、外出を諦めがちになっており、特に一人暮らしの高齢者は家族による送迎が期待できない事から家に閉じこもる傾向にある。これらの高齢者の方にも、福祉車両よりもセダン型車両のほうが利用に適しており、輸送サービスが拡大することで外出の機会が増加し、介護予防につながり、生き生きとした生活を送ることができると期待されている。

6 構造改革特別区域計画の目標

利根町では、障害者や要介護者等など外出が困難な移動制約者に対してタクシー利用助成や外出支援事業など実施していないため、利用者が満足しているものではなかった。

このため、特例措置によるセダン型の車両を使用したNPO等により福祉運送サービスを実施し充実させることにより、要介護高齢者や障害者などの移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担の軽減を図ると共に、これによる要介護高齢者や障害者などの社会参加と介護者の就労機会の促進を図り、住み慣れた街で生き生きと暮らし、ともに生きる街づくりを展開させる。

また、町としても、障害者や要介護者等がより豊かで実りのある生活を送れるために、生活や価値観の多様化に伴う日常生活上の悩みの相談や様々な情報の提供など、福祉課、福祉センター、保健センター、そして社会福祉協議会などを中心とした、きめ細かい個々の状況に合ったサービスを提供できるよう各種サービスの充実を図り、誰もが安心して生活できる町づくりを目標とする

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくするだけでなく、これまでは諦めていた余暇活動や地域活動への参加

も可能となり、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少が期待できる。

移動制約者の外出する機会が増加することに伴い、買い物等による消費の拡大や福祉有償運送協力会員・ヘルパーなどの雇用拡大や、経済的な効果も見込まれ、家族の介護負担の軽減及び、家族就労の機会の増加も期待できる。

そして、セダン型車両の福祉有償運送が可能となることで、NPO等が所有する車両だけではなく、自家用車を持ち込むことにより自主的な地域福祉への参加を促す事になり、福祉の担い手になるという意識の啓発にもつながり、さらには、福祉有償運送等運営協議会などを通じて、ボランティア運送をおこなうNPO等とタクシー事業者が交流することにより、両者がそれぞれ得意分野を生かす形で移動制約者の外出支援に取り組む事が出来れば、様々な福祉事業などの拡大にもつながる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア運送としての有償運送における使用車両の
拡大事業1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする
特定事業者の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特
例措置の内容

別 紙

1 特定事業者の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業1206(1216)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型の一般車両を用いて輸送サービスを実施する利根町福祉有償運送運営協議会において認められた社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1)事業主体

利根町内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2)事業が行われる区域

出発地又は到着地が利根町

(3)事業により実現される行為

要介護認定者，要支援者，身体障害者，知的障害者，難病患者等の単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者で，あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し，一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から規制緩和を受け，一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は，車椅子対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や知的障害者，座位を保てる高齢者に対しては，福祉車両を用いる必要がなく，一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため，福祉有償運送の運行拡大をしようとするものである。

(1)利根町福祉有償運送等協議会の設置

利根町における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や，福祉有償運送の実施に伴う安全性の確保，旅客の

利便性の確保について協議するために、利根町が主宰者となり、利根町福祉有償運送等運営協議会を設置する。運営協議会に関する事務は、利根町役場福祉課において処理する。

運営協議会の委員構成

次に掲げる者の内から町長が委嘱または任命する。

- 1) 学識経験者
- 2) 茨城運輸支局長の指名する職員
- 3) 福祉有償運送実施団体を代表する者
- 4) 福祉有償運送の利用者を代表する者
- 5) タクシー事業者等交通機関を代表する者
- 6) ボランティアを代表する者
- 7) 利根町福祉課長の職にある者

運営協議会の開催

- ・協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ・会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- ・会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(2) 運送主体

利根町で活動する社会福祉法人・NPO法人の非営利法人等で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項「要介護者」及び第4項「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条「身体障害者」
- ・その他知的障害者、精神障害者等であって独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し適切に管理する。

(3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両，または，運転手等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両とする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され，当該契約の内容を証する書面を作成する。
- ・ 有償運送の管理及び運営，特に事故発生，苦情等への対応について運送主体が責任を負うことを明確化する。
- ・ 利用者に対し，事故発生，苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示する。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨，次のとおり表示する。

- ・ 氏名，名称または記号。
- ・ 「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字。
- ・ 文字はステッカー，マグネットシート等による横書きとし，自動車の両側面に明示する。

自動車登録簿の作成

運送主体は使用する自動車の形式，自動車登録番号および初年度登録年，損害賠償措置，関係する設備又は，装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し，適切に管理する。

(4) 運転者

自動車免許の種別および講習等

- 1) 普通第二種免許を有することを基本とする。
- 2) 普通第二種免許を有しない場合は，運営協議会の意見を踏まえ，以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められた者とする。
 - ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていない者。
 - ・ 茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
 - ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
 - ・ 移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉運送に関する研修を修了した者。

- ・その他移動制約者の輸送の安全性の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車運転免許証の種類、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象を含むものに限る）に加入する。

(6) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定し、上限については、一般乗用旅客自動車運送事業者のおおむね2分の1を目安とする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制を、明確に整備する。

(8) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事項に該当するものでないこと。